

悩むよりも税理士さんに相談した方が、 経済的にも精神的にも安くつきますね。



新垣 隆顕 × 宮内 一郎

あらかき・たかあき

新垣隆顕税理士事務所所長
1958年、石垣市生まれ。県立八重山高校を経て千葉商科大学を卒業後、90年に税理士試験に合格。94年に開業して現在に至る。沖縄税理士会理事、日本税理士会連合会国際委員、北那覇青色申告会顧問税理士など役職多数。

みやうち・いちろう

メンタル・アナライザー
1955年、新潟県魚沼市生まれ。バブル崩壊を機に東京・六本木での多角経営から身を引き、08年に沖縄移住。うつ病や子育てに独自の理論を確立し、各種講演会の講師としても大人気のほかにラジオDJもこなすマルチ人間。

来年1月から相続などにより取得する財産にかかる税金が改正されます。今回は税理士の新垣隆顕さんに、ラジオのDJも務めるメンタル・アナライザーの宮内一郎さんが、気になる相続税などについてお聞きします。案外、人ごとではないようです。

意外と少ない 相続税の対象者

宮内 来年1月から相続税や贈与税が改正になると聞いています。まずは、相続税と贈与税の違いから教えていただけますか。
新垣 人が亡くなった時、その人の財産に対して相続人に課税されるのが相続税です。

には課税対象になることも考えられますので、そこまで見通した対策が必要なケースもあります。

うまく対策をとって 賢く節税を

宮内 一口に財産といっても不動産や不動産などさまざまです。どこまでが相続の対象になるのでしょうか。

新垣 相続といえば、まずは現金や亡くなった方名義の預貯金などがあります。その次に土地や建物などの不動産や株式などの有価証券など。さらにその方が亡くなったあとに入る生命保険や死亡退職金なども相続財産として加算されます。

宮内 結構あるものですね。私はいくつかの著作もありますが、私の死後に入ってくる印税とかはいかがでしょう。

新垣 印税については、亡くなられたあとに入ってくるものは印税を取得した相続人の雑所得として所得税の対象となります。ですから、相続財産とは別になるはずですが、今申し上げた財産から借入金や未払い医療費、葬式費用などを差し引いた金額が基礎控除額を超えると、相続税の申告が必要になるということですね。

宮内 株などの有価証券はどのように計算されるのでしょうか。

新垣 上場株式については、亡くなった日の株価がその月の平均株価、または前月、前々月の平均株価を比較して一番低い金額で換算していただければいいですよ。土地についても一般的な売買価格ではなく、国税庁のホームページに掲載されている路線価方式などで評価されます。だいたい取引相場の

贈与税というのは、その人が所有している

財産を、生前に他人に贈与する際にかかる税金のことです。とはいっても、例えば相続税であればすべての相続人に課税されるわけではありません。亡くなった方の財産を相続した額が相続税を申告する義務のない基礎控除額を超えた場合にのみ、相続人に申告が義務づけられています。国税庁の統計資料によると、死亡した人に対して相続税の申告をしなければならない割合は全国平均で3%前後です。比率としてはそんなものですね。

宮内 ということは、われわれ一般庶民は相続税がかからないケースが多いということですね。

新垣 そういうことです。沖縄県も全国平均とほぼ同様で、沖縄国税事務所によると平成24年分で1万626人の死亡者数のうち、相続税を申告しなければいけない方は339人。約3・2%にすぎないんですね。

税制改正で 対象者が2倍以上に

新垣 ところが国は、来年度から基礎控除額を引き下げる税制改正を行うことで申告率を現在の3%程度から7%前後で想定しているようです。つまり、100名の方が亡

るんですよ。これは課税対象になります。贈

与税の申告を本人達が毎年していれば名義預金にはなりません。ただし、相続3年前の贈与は相続財産に加算されますので元金内にあげましょう。

宮内 そうですか。知っているのと知らないのでは全然違うんですね。中には、私の目の

黒いうちは現金は手元に置いておくという方もいらつしやいますし、あと兄弟仲が悪くてもめるといふ話もよく聞きますよね。

新垣 そのためには遺言書を書いてもらうのが一番いいですね。

宮内 そうなんですしうけど、子どもの頃からそれを切り出すのも気が引けます。

新垣 そういう場合は、私たち税理士に話をさせればいいんですよ。子どもから直接遺言書書いてよ」というのもなかなか難しいでしょうから、税理士から直接お父様に「今相続したらこれくらい税金がかかります」とか

「税金はかからなくても、相続人同士でもめることがよくあるのでそれは避けましょう」などですね。実際、家庭裁判所でもいわゆる骨肉の争いはいくつでもありますからね。

宮内 最後に読者の方にアドバイスがあれば。新垣 まず、自己所有の相続財産がいくらになるのか試算してみること。その上で相続税が課税される場合には、元金うちに相続対策を行うこと。いずれにしても税理士に相談することをお勧めします。

宮内 私のまわりでもいろいろお話を聞きますが、やはり悩むよりもプロである税理士の先生に相談した方が、経済的にも精神的にも安くつきますね。本日はありがとうございました。

新垣 こちらこそありがとうございます。

くなられると、6名から7名の方が相続税の申告をする必要が出てくるわけです。

宮内 なるほど。だんだん人ごとではなくなってきましたね。具体的に基礎控除額はどれくらい引き下げられるのですか。

新垣 今年の12月31日までは、法定相続人1人あたり1000万円に5000万円を足した額が基礎控除額となっています。例えば、旦那様が亡くなられて奥様とお子様2名が法定相続人の場合、法定相続人合計で3000万円に5000万円をプラスした8000万円が基礎控除額になります。その額を超えた分に相続税がかかるわけですね。それが年明けからは法定相続人1人あたりの額が600万円、それに3000万円をプラスした額が基礎控除額に改正されます。つまり基礎控除額が4割引き下げられるわけですね。ただ、配偶者に関しては配偶者税額軽減というのがあります。これは相続財産の半分、または1億5000万円までは控除されるという特例です。旦那様の遺産が5億あり、そのうち奥様が半分の2億5000万円を相続しても税金はかからないというわけです。

宮内 財産は夫婦共同で築き上げたものという認識でしょうか。

新垣 そうです。とはいえ、その時は無税でも奥様が亡くなられてお子様が相続するとき



大道中央病院
那覇市安里1-1-37 TEL.098-869-0005 (代)
美容形成部門 TEL.098-869-0066
リハビリテーション部門 TEL.098-869-0050

メディカルプラザ大道中央
那覇市宇大道123 TEL.098-886-0007 (代)
一般内科部門 TEL.098-869-0711
循環器部門 TEL.098-886-0072
糖尿病部門 TEL.098-886-0115
人工透析部門 TEL.098-886-5151
検診部門 TEL.098-886-0078

小規模多機能型ホーム大道
那覇市大道94-3 TEL.098-885-0018

地域交流センター大道
那覇市大道94-3 TEL.098-885-0056

グループホーム大道が丘
那覇市大道94-3 TEL.098-885-0036

(提携)メディカルエステ大道
那覇市安里3-1-3 TEL.869-0018

(提携)福祉用具貸与・販売事業所
那覇市安里128 TEL.098-885-0100

(提携)ヒルズガーデンクリニック
那覇市松川20-1 TEL.098-885-0333

(提携)ヒルズガーデン那覇
那覇市松川20-1 TEL.098-886-0300

介護老人保健施設 やすらぎの里
那覇市安里3-1-57 TEL.098-869-0030

在宅総合ケアセンター陽心会
那覇市安里381-1 TEL.098-885-0030

大道老人訪問看護ステーション
那覇市大道128 TEL.098-885-2885

グループホームたかまーみの家
那覇市安里3-1-47 TEL.941-0080

(提携)那覇市地域相談センター末吉
那覇市首里末吉4-6-1大明ビル1F TEL.098-885-0178

末吉老人福祉センター
那覇市首里末吉2-14 TEL.098-886-3510

(提携)有料老人ホーム健寿の杜
那覇市安里3-1-47 TEL.098-941-0070

デイサービスセンター安里
那覇市安里388-5 TEL.098-886-0328

デイサービスセンター三原
那覇市三原1-31-20 TEL.098-840-0051

辻町若狭クリニック
那覇市若狭3-5-17 TEL.098-869-0012

(提携)小規模多機能型ホーム若狭
那覇市若狭3-4-10 TEL.098-951-0550

(提携)地域交流センター若狭
那覇市若狭3-4-10 TEL.098-951-0552

(提携)グループホーム若狭の家
那覇市若狭3-4-10 TEL.098-951-0551

壺川老人福祉センター
那覇市壺川2-3-11 TEL.098-853-1139

ケアハウス常夏の島
那覇市牧志3-8-10 TEL.098-951-0036

小規模多機能型ホーム牧志
那覇市牧志3-8-10 TEL.098-951-0025

地域交流センター牧志
那覇市牧志3-8-10 TEL.098-951-0025

小規模多機能型ホーム三原
那覇市三原2-7 TEL.098-840-0027

地域交流センター三原
那覇市三原2-7 TEL.098-840-0027

(提携)小規模多機能型ホーム辻
那覇市辻1-6 TEL.098-951-0070

(提携)地域交流センター辻
那覇市辻1-6 TEL.098-951-0070

(提携)有料老人ホーム松風邸
那覇市辻2-10-4 TEL.098-869-8557

那覇市地域相談センター若狭
那覇市若狭3-5-17 TEL.098-863-1165

辻老人憩の家
那覇市辻2-14-1 TEL.864-0580